

ホーチミン市での安全な生活のために
(安全対策マニュアル)

在ホーチミン日本国総領事館
2015年2月

はじめに

ホーチミン市は年々目覚ましい経済発展を遂げるなかで人々の生活も豊かになる一方、貧富の差の拡大や麻薬の蔓延、それに伴うひったくり等の犯罪の凶悪化等、治安状況の悪化が問題となっています。

また、昨年5月には南シナ海を巡る問題から、当地における反中感情が高まり、ホーチミン市や周辺省・都市で大規模な反中デモが起きました。ホーチミン市、ビンズオン省及びドンナイ省の工業団地において、一部暴徒化したデモ隊が中国や台湾系企業を中心に襲撃し、日系企業を含むその他の外資系企業にも甚大な被害が及ぼしました。今後の国際情勢如何によっては当地における反中感情が再燃し、デモが発生する可能性は否定できません。

その他、世界的に発生・拡大が懸念されている鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、デング熱等、感染症の流行も内外に大きな波紋を投げかけています。

当地の医療事情については、徐々に改善されつつあるものの、一方で、未だに集団食中毒、コレラがしばしば発生する等、衛生状況に不安が残るほか、施設も先進国の医療施設と比較してまだ十分とは言えません。

つきましては、在留邦人の皆様が当地において安全な生活を送るために安全対策に関する資料を作成しましたので、ご参考として下さい。

本資料の構成内容

- 1 ホーチミンにおける邦人の犯罪被害の傾向**
- 2 防犯のための具体的注意事項**
- 3 交通事情とトラブル・事故対策**
- 4 テロ・誘拐等から身を守るために**
- 5 当地衛生・医療事情等**
- 6 緊急事態への準備**
- 7 主要機関の連絡先等**

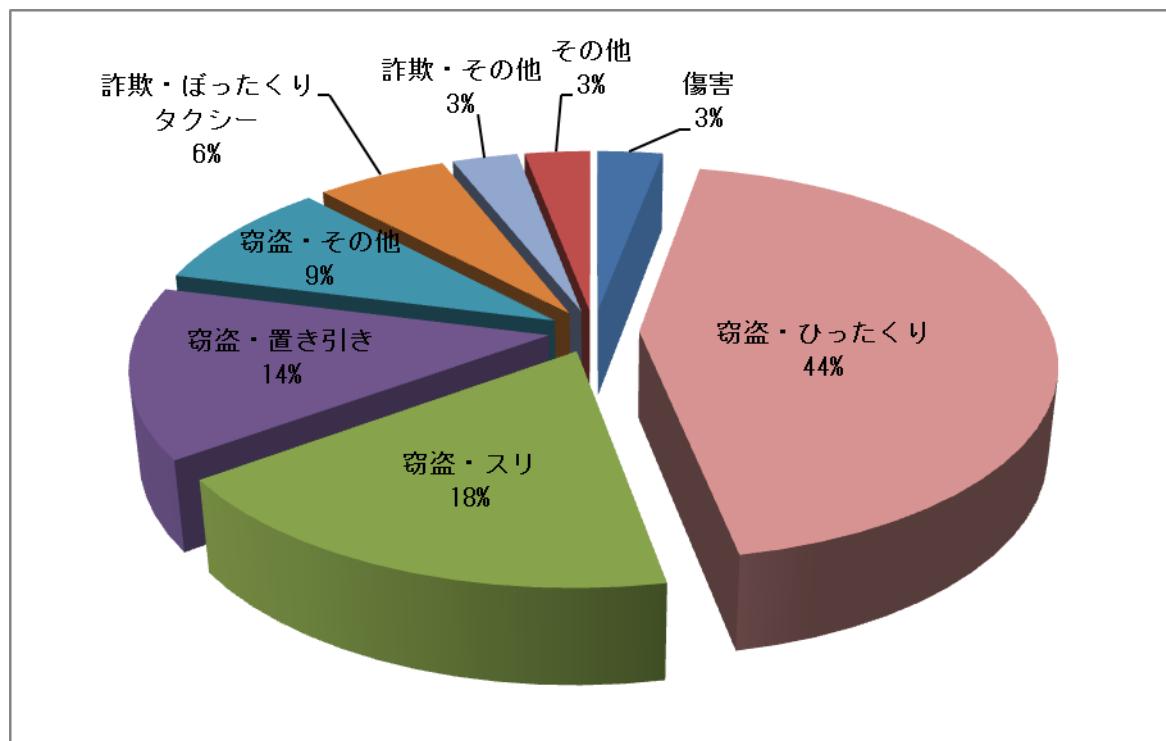
1 ホーチミンにおける邦人の犯罪被害の傾向

ベトナムは社会主義体制下における厳しい監視下に置かれていることもあります。治安状況は一般的に良好な状況にあると言えます。

しかしながら、最近の経済の発展に伴い、拝金主義的な傾向が強まるとともに、貧富の差も拡大し、更には、ベトナム全国各地から多くの人々が都市部に流入し、麻薬が蔓延していること也有って、窃盗を始めとする一般犯罪が多発しています。当館に届出の多かった邦人の犯罪被害は、「バイクによるひったくり」、「いかさま賭博」が非常に多く、顕著となっています。

2014年の犯罪被害による邦人援護件数【月別】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
12	11	10	5	8	7	14	6	9	4	8	6	100



計100件（前年比-49件）。バイクによるひったくりは44件と依然として多く、スリと合わせると全体の約6割を占めます。

例年2月のテト（旧正月）期間前後に被害が多くなっています。

2 防犯のための具体的注意事項

(1) 屋外窃盗

ア ひったくり

当地で最も多い犯罪被害はひったくりによる窃盗です。通りを歩いていると後方からバイクに乗った（1人又は2人組の場合、グループの場合もあります。）賊が近づき、追越しざまにバッグ等をひったくり、猛スピードで逃走するといったものが典型的な例です。

犯人は何処からか必ずあなたの行動をずっと窺っています。常に周囲の状況に気を配り、隙を与えない行動に心がけることが大切です。

また、ひったくり防止として、バックをたすき掛けにする方がいますが、たすき掛けにすることによって、大怪我をするケースも発生していますので、お勧めしません。

一方、当地公安当局によれば、これらバイクひったくり犯行グループは麻薬中毒者であることが多い、被害品の奪還を試みたベトナム人がナイフで刺殺される事件も発生しており、邦人も抵抗して怪我するケースも増えています。このため、不幸にもひったくり被害に遭った場合、身体に及ぶ二次被害を避けるためにも、抵抗せず、追いかけないようにしてください。

◆ 多発地域

パスター通り、ドン・コイ通り、ハイ・バー・チュン通り、トン・ドック・タン通り、チャン・フン・ダオ通り、レ・ライ通り、レ・タイン・トン通り、ベン・タイン・市場周辺等

イ スリ

(ア) 混雑した市場・路上において、知らない間にバッグ等のチャックを開け財布等をすり盗るなどの犯行です。すり犯人も相当のテクニックを持っており、中には腕時計を外してすり盗るといった例もあります。

「ウエスト・バッグに貴重品を入れているから大丈夫！」と安心するのではなく、更に、バッグを自分の視界内に入れていることも大事です。

- (イ) 物売りの子供達が近寄ってきたらバッグを押さえてその場を離れるようにしましょう。
- 1人に注意を向けているうち、他の子供からバッグを開けられ、財布等がすられていることがあります。子供は背が低くその行動を十分注視できないことを利用した犯行です。
- (ウ) 歩行中突然目の前で自転車を倒したり、わざとぶつかってきたり、最近、増加傾向にあるものとして、歩行中の男性に対して女性（あるいは女装した男性）による「話しかけ」、「身体への接触」で注意を逸らし、貴重品を抜き取る手口等、他のことに注意を引きつけ、ポケットから財布やスマートフォン等をすり盗ったり、背後から金銭を抜き取ることもありますので、周囲をよく注意しましょう。

◆ 多発地域

ホテルのロビー、ベンタイン市場付近、ドン・コイ通り、ハイ・バー・チュン通り、レ・タン・トン通り等

ウ 置き引き

ホテルのチェックイン等の手続き、レストランでトイレに立ったときや写真を撮ろうと席を外したとき、その他、空港で入国・出国手続きを行っている時など、貴重品の入っているカバン等をカウンター、テーブル、椅子の上あるいは床において目を離したすきにこれを盗みとるといったものです。絶対、肌身から離さない又は自分の視界内に入れておくなどの注意が必要です。

◆ 多発地域

ホテルのロビーやレストラン、空港、市内の公園、その他列車やバス内での被害も報告されています。

※ 屋外窃盗対策

●外出するときは、現金・パスポート等の貴重品を持ち歩かないこと！

★被害を防ぐには、まず貴重品を持ち歩かないことです。

貴重品を持っていることを他人にわからせないようにすることが大切です。

特に、スマートフォン、タブレット端末、ショルダーバッグ、セカンドバッグ、アタッシュケース等は、ひったくりやスリ犯人の絶好の的です。

★貴重品を持ち歩く場合でも貴重品をまとめて持ち歩かないことが大切です。当館への被害報告では、旅券、航空券、現金やクレジットカードなどの全財産を一つのバッグに入れ、持ち歩いていて被害に遭ったケースが良く見受けられます。貴重品は、まとめて常時携行しているのが一番安全で便利だと考えがちですが、逆にこれが被害の傷口を大きくしています。

市内の移動だけならば少額の現金だけを持って、出来るだけ手ぶらで歩き、パスポートを持ち歩く必要がある時は、他の貴重品とは別の盗まれにくいポケットや盗難防止用腹巻等に入れる等、分散して持つ工夫を必ずしましょう。

●外出時は、タクシー等自動車での移動に心がけること！

★徒歩での移動を減らすことで、屋外窃盗被害に遭う可能性が低減されます。

『(4) イ タクシーの利用について』をご参照ください。

●周りの人の動きに注意すること！（特に、ホテルやレストランの出入時）

★理由もなく自分に近づいてくる者の動きには十分注意しましょう。

自分は常に狙われているという意識を持つことが大切です。

★人前で財布を開け閉めしたり、スマートフォンやタブレット端末等を使用することは控えましょう。

★ 買い物をしてお店を出た後は、一度後ろを振り向いて自分を注視する人物がいないか確認しましょう。

●絶対に自分の手荷物から目を離さないこと。

★ホテルでのチェックイン等の時は、手荷物を必ず身体でガードするか、友人等に確実に監視を頼んでから手続きを行うようにしましょう。

★公園や統一会堂前の広場ではベンチに座っても、気を抜かずに荷物は肌身から離さないで起きましょう。

★見知らぬベトナム人が話しかけてきたら、特に注意して他の仲間の動きにも目を向けましょう。

(2) 強盗・恐喝

件数は少ないものの、年間数件ずつ発生しているのが、強盗や恐喝事件です。

ア 強盗の手口

当館へ報告のあった典型的な手口は、ひたくりの延長線上にあるもので、肩に掛けているバッグを盗ろうとバイクで追い抜きざまにショルダー・バッグの紐をつかんで引っ張り、被害者を引きずって無理矢理バッグを奪い取るものです。

そのほか、観光スポット等において、親しげに声をかけられ、飲食（酒）をともにして気を許した頃に睡眠薬入りの飲み物を勧められ、知らずに飲んで意識が薄れたところで現金やクレジットカード等を奪われる昏睡強盗も発生しています。意識が戻った時には24時間以上経過していたり、病院のベッドの上であったり、盗まれたクレジットカードを不正使用され、後刻、多額の請求を受けたという例もあります。また、少量の睡眠薬を飲まされ、意識がもうろうとしたところでATMで現金の引き落としを強制される例も報告されています。

また、タクシーで移動した際、降車時にペーパーナイフ様の物をちらつかせ、料金以上の現金を要求しようとする事案も発生しております。

更に、当地紙報道等によれば、バイク運転者のバイクや所持品を狙った強盗事件が頻発しているとのことであり、これまでの被害事例で確認されている手口等については以下のとおりです。

- 被害は午後6時～午前5時までの夜間～早朝の時間帯に集中
 - ホーチミン市内中心部以外の車・人通りの少ない場所において発生
2区～7区（フーミー橋）、10区、タンビン区、フニヤン区、ビンタン区、ゴーバップ区、トウードゥック区 等
 - バイクごとぶつかってきて転倒させた後、バイクや所持品を強奪する
 - 行く手をふさぐ、あるいは併走接近し、武器（刃物、スタンガン、唐辛子スプレー）を使用してバイクや所持品を強奪する
 - 背後から刃物で腕等を切りつけられ強奪される
 - 単独走行者、特に高級バイクが狙われる傾向にある
- 日頃からバイクを利用されている方は、特に、夜間帯に単独で走行される際は十分ご注意ください。

イ 恐喝の手口

恐喝の手口は、見知らぬ日本人旅行者などに英語で話しかけ、ある程度被害者を信用させてから金品を脅し取っている手口が多く、次の2つが代表的なものです。

- (ア) 初めて会った旅行者などに英語で親しく話しかけ、親切心を装って通訳や案内などのサービスをしてやり、バイクで自分の家と称するところ（通常市中心部から離れた場所で、旅行者が不安になる場所）へ連れて行く。若干飲み食いさせた後、態度を豹変させ、飲食代や帰りの送り代と称して法外な料金を脅し取る手口。
- (イ) バイクタクシーや、シクロに乗車した後、法外な料金のことでトラブルとなり、運転手の仲間が加勢して被害者を取り囲み、現金を脅し取る手口。

※強盗・恐喝対策

●見知らぬベトナム人に声を掛けられたら、絶対についていかない。

★初めて市内を観光するときは、多少金額が高くても、きちんとした旅行会社へ頼んで、信用できるガイドを頼むようにしましょう。

★見知らぬ人物と同席する場合は常に警戒心を持ち、安易に飲食などをともにしない。

●道を知らなくても表情に出さない。

★犯人は、何とか相手の弱みを見つけてお金を取ろうとします。

心細くても不安な表情は顔に出さないようにしましょう。

★路上で地図を広げるのは、相手に言い寄られる口実になります。出来るだけ避けましょう。

●買春は絶対にしない。

★ベトナムの法律では、売春・買春は犯罪です。

★ベトナム人でさえ買春時は泥棒などの被害に遭います。買春時に被害に遭っても警察に届けられないという弱みについて、客の所持品を盗んだり、仲間を呼び恐喝することもあるので、買春はしないようにしましょう。

(3) 侵入強盗

当地でも、空き巣（家人不在中に侵入し金品を窃取）、忍び込み（夜間家人就寝中に侵入し金品を窃取）、居空き（昼間家人が居るにもかかわらず、同人に発見されないよう侵入し金品を窃取）などの侵入窃盗被害が発生しています。

これらの犯罪は、ほとんどの場合複数の犯人によって敢行され、手口が非常に大胆であり、凶器等を所持していることが多く、時には生命、身体にまで被害が及ぶことも考えられます。

また、ホテルやゲストハウスの客室に侵入し、金品を盗む事案の発生も見られます。

過去、ハノイ市内ホテル内において、従業員による強盗殺人未遂事件が発生する等、邦人の巻き込まれる犯罪が凶悪化する傾向にあり、サービスアパート、ホテル等においても戸締まりや不

審な動きには十分注意する必要があります。

※ 侵入窃盗対策

●一般的に、独立家屋より集合住宅等のセキュリティーがしっかりした物件を選択するほうが無難です。

●住居選択においては、侵入されにくいかどうかをよくチェックして下さい。

★窓に鉄格子は付いているか。

★扉、窓の錠はしっかりとっているか。

★周囲の建物、工作物を伝って侵入できる場所はないか。

★侵入が容易と感じられる場所には2重、3重の錠を取り付ける。但し、火災、賊に押し入られた場合等に避難しなければならない場合もあるので、内側から開けやすい錠を利用することも考慮に入れる必要があります。

●鍵の管理をしっかりと行って下さい。

★新居に入る際は、錠を新しくしてもらうのがより安全です。

★使用人に鍵を渡すことはできる限り避けましょう。

●夜間・外出時は、面倒でも施錠を確実に行って下さい。

●独立家屋の場合はセンサー等を設置することも考えて下さい。

●人がいない場所に、現金等の貴重品や鍵等を置くことは避けて下さい。

また、使用人の目に付くところに貴重品を置いておくこともやめましょう。

●住居に侵入された場合に備え、絶対に犯人に入られない部屋（避難場所）を1室作っておきましょう。

★部屋のドアを頑丈なものにし、錠を二重、三重にしましょう。

(4) シクロ・バイクタクシー、タクシーでのトラブルや被害

ア シクロ・バイクタクシーについて

シクロは、当地でしか乗れないものとして、旅行者は話のネタにと乗車することが多いようですが、最もトラブルの多い乗り物です。

また、バイクタクシーも、街角に多数居て向こうから声をかけてくる等、安価で一見利用しやすそうですが、種々のトラブルがあります。

- (ア) 乗車中又は乗降時の隙を狙われ、所持品をひったくられる。
- (イ) シクロは値段交渉が必要であり、降りる際、交渉額以上に金を請求される。
- (ウ) 人気の無い場所や、依頼した場所と違うところに連れて行かれ、恐喝される。
- (エ) 「おもしろいレストランへ連れていく」等と誘い、「暴力バー・ぼったくりバー等」へ連れていき、店員らと共に謀して法外な飲食代を請求される（ビール10本で500ドル前後）。支払を拒絶すると、5～6人の男に囲まれ、代金を脅しとられる。また、現金の持ち合わせがなく、被害者が2名以上の場合には、1人が店に監禁された上で、もう1人が市内のATMまで連れて行かれ、クレジットカード等により現金の引き出しを強要され、現金を脅し取られるという被害が発生しています。
- (オ) 仲間数人と数台のシクロに分乗しても、すぐにバラバラにされ、見知らぬ所へ連れて行かれ、一人になったところで現金を奪い盗られるなどの被害が過去に発生しています。

イ タクシーの利用について

また、日本人旅行者が夜間、ホーチミン市内でタクシーを呼び止め乗車し、行き先を告げ発車したところ、目的地とは違う地区の建物内の駐車場に連れて行かれ、待ちかまえていた10人程度の男達から、所持する現金やカメラ等の貴重品を奪われ、更にクレジットカード上限までの現金を脅し盗られるという事件が発生しています。

このような被害に遭わないため、タクシーを利用する際は以下の事項に留意し、犯罪に巻き込まれないよう注意して下さい。

- (ア) 市内でタクシーを利用する際は、一般タクシーを模倣した白タクを避けるため、ホテル玄関等に待機する大手のタクシー会社 (Mai Linh Taxi, VINATAXI, VINA SUN TAXI 等) のタクシーを利用しましょう。
- (イ) ミニホテル等から出かける場合には、レセプションからタクシーを呼んで貰う方が無難です。特に、観光地等での呼び込みを行うタクシーや流しのタクシーを利用する際には、大手のタクシー会社 (Mai Linh Taxi, VINATAXI, VINA SUN TAXI 等) を選ぶなど十分注意する必要があります。
- (ウ) タクシー運転手の動向や進行方向には注意して下さい。目的方向と違う方向に走り出したら、停車を求め直ちに降りるようにしましょう。車内で話に夢中になったり、居眠りをしないようにしましょう。
- (エ) 万一、このような被害に遭遇した場合には、相手が武器を所持している場合も考えられるので、身の安全を第一に考え方対処して下さい。
- (オ) 被害にあった場合には直ぐに当地公安へ被害届けを提出して下さい。
その際には、連れ込まれた場所の所在地や車両を特定するため、以下の情報を記録しておくと有用です。

①タクシー車両番号（フロントグラス右手に掲示）とタクシー会社名

②ナンバープレート番号

また、本資料の最後の巻末にある当館作成ぼったくりタクシー防止カードを利用する
ことで、一定の抑止効果が期待できます。

（5）その他の犯罪（いかさま詐欺、買春）

ア トランプによる「いかさま賭博」といった詐欺事件も発生しています。

これは、主にフィリピン人が自称ブルネイ、カンボジア等東南アジア諸国人であると称し、「妹が今度日本に留学するので相談に乗って欲しい」等親しげに話しかけ言葉巧みに食事に

誘う等して自宅に招き、そこで「いかさま賭博」で金持ちの男から大金を巻き上げようと持ちかけて賭博をさせるようし、多額の現金を賭けさせ掛け金を騙し取ったり、或いは掛け金が足りないと言いだし、店で金やその他の物品を購入させ、その品物を騙し取る手口です。

ベトナムでは、公認されている場所以外での賭博は犯罪であり、被害者が警察に訴え出ても賭博の共犯として警察ではあまり相手にされないという弱みにつけ込んだ巧妙な犯罪と言えます。

犯人グループは、被害者が断れないような様々な方法で自分たちのアジトに引き込んだり、賭博をさせるように仕向けたりします。

イ　日本人による詐欺容疑事案も発生しています。

飲食店等で知り合った日本人から、不動産賃貸手続を代行すると持ちかけられ、手数料等を支払ったところ、連絡がとれなくなり、手続も履行されなかつたという事案が発生しています。特に、外国において、日本人ということだけで無条件に信用してしまう日本人の性質を利用した手口と言えます。

※いかさま賭博、知能犯罪対策

●どんなに親切そうに見えたり、親しげに誘われたりしても、見知らぬ人物の言葉を安易に信用せず、また、安易についていかない（特に、タクシーと一緒に移動したり、安易に見知らぬ者の家について入ったりすることは絶対に避ける。多くの場合、最初から節度ある毅然とした態度を示すことで事件を未然に防ぐことができます。）。

●万一、賭博の話を持ちかけられたら、ベトナムでの賭博については、公認された場所、かつ、外国人である証明書を所持している場合を除き、犯罪であることを認識し、きっぱりと断り、直ちにその場から立ち去る。

●必要最小限の現金のみを持ち歩き、クレジットカード等貴重品類は安全な場所に保管しておく。
●日本人であっても安易に信用せず、確実に公的機関が発行する顔写真付きの身分証等で身元を

確認し、弁護士等の立ち会いのもと契約書を交わし、代金を支払うようにしましょう。

●当たり前のことのようですが、世の中、そんなに都合の良い話はありません。当地事情が判らないからといって、人任せにするのではなく、判らないからこそ自分の目で確かめ、考えながら慎重に行動するようにしましょう。

ウ 売春

買春で警察に摘発されると、実名入りで新聞に報道されることがあります。

(ア) ベトナムは買春が刑法で禁止され、違反すると罰金・懲役刑等直罰が下されます。法定手続が未熟なベトナムでは、買春をしているホテル等へ警察機関が乗り込んできて、斡旋業者から客まで全て検挙します。

検挙されるとパスポートを保管され、処分が決定されるまで出国できなくなるほか、事件が新聞に実名入りで掲載されることもあります。

(イ) 買春時の盗難被害も発生しています。

オートバイに乗った女性（一部女装した男性もいる）から誘いを受け、ミニホテル等に行ったところ、シャワーを浴びている間に所持金品を窃取される。または、見知らぬベトナム男性と知り合い、誘われるままカラオケ屋へ行き、買春を持ちかけられ、ためらっているうちに服を脱がされ、財布入りのズボンを盗まれるといった被害もあります。

※ 対策

●買春行為は絶対にしない。

●いかがわしい誘いには乗らなず、危険な場所には近づかないように心がけましょう。甘い誘いには、必ず大きな落とし穴が待っています。いかがわしい場所に近づけば近づくほど大きなトラブルがあると思って下さい。

エ 同居盗

貴重品から目を離した隙に、ホテルの部屋1室を共有した外国人に、現金・カードを盗まれ、

後日、別れた後、被害事実が発覚したというものです。

ホテルによっては、1室に複数人（2～4人）が投宿できる宿泊形態をとっている所があります（1泊：数ドルという非常に安価であるということ）。

※ 対策

- 旅行中に知り合った外国人との投宿は危険が伴います。ホテルの宿泊形態もよく確かめ、見知らぬ者との同室利用による宿泊は避けましょう。

3 交通事情とトラブル・事故対策

(1) 空港でのトラブル等

当地では、年々日本からの渡航者数が増え、また、JAL、ANA、ベトナム航空が日本からの直行便を毎日運行していることもあります。現在では、年間約36万人の邦人の方がホーチミン市に来ています。

それに伴い、邦人の方が空港でいろいろなトラブルに巻き込まれている件数も増加の一途を辿っており、それぞれ注意する必要があります。

ア 猥褻物（図書等）所持に関するトラブル

ベトナムでは、入出国時だけにかかわらず、猥褻物（図書等）の所持を禁じており、所持していた場合には、300万ドン～4000万ドン（約150米ドル～2000米ドル。量、内容により額が異なります。）の罰金が科せられます。

日本で通常売られている週刊誌等を当地に持ち込んだところ、猥褻物の認定を受け、罰金を支払う事例が報告されているので、日本等から携行する書籍・雑誌類は慎重に選定する必要があります。

※ 対策

●ベトナムの猥褻の基準は、日本の基準より非常に厳しく、また、持ち込んだ時点で違反となるので、その場で週刊誌等を放棄すると申し出ても、罰金を免れることができないということを認識しておく必要があります。

●猥褻物（本、DVD等）は、買わない、持ち込まない。

●猥褻の基準は担当官によってその判断が異なることから、女性の肌が露出している写真や描写されているイラスト等が掲載されているような週刊誌等の持込は避けた方が無難でしょう。

イ 入国審査のトラブル

現在、有効な日本国旅券を所有している方は、原則15日以内の滞在に限り、査証（ビザ）

なしで入国することができます。本年1月から施行された当地出入国管理法により、前回の出国より30日以上経過せずに再入国する場合、査証（ビザ）が必要になった他、パスポートの残存期間が6か月以上あり、帰国又はトランジット出国のチケットを保持していることが必要となりました。これにより、例えば、日本からベトナムに入国し、15日以内にカンボジアへ出国、30日以内に再度ベトナムに入国しようとしたところ、査証（ビザ）がないため搭乗を拒否されたり、ベトナムに入国できなかったケースなどが発生していますのでご注意ください。

※ 対策

- 手続きや規則に関する最新の情報については、在日ベトナム大使館（03-3466-3311）、在大阪ベトナム総領事館（06-6263-1600）や在福岡ベトナム総領事館（092-263-7668）等に確認してください。
- 安易に現地で、ビザの更新をすればよいと思わず、15日以上滞在する場合には、入国する前にビザを取得しましょう（オープンチケットで入国する場合にも事前にビザを取得してください。）。
- 入国審査時の不要なトラブルを避けるため、当地で第3か国へ出国するチケットは購入せず、あらかじめ入国する前に、往復航空券、或いは第3か国へ出国するチケットの購入をお勧めします。
- パスポートは残存期間が1年未満になった時点で、更新手続きができますので、早めにパスポートの更新手続きを行ってください。

ウ 外貨持ち出し制限

入国時の外貨持ち込み制限はありませんが、持ち込み合計金額が、現金5,000米ドル以上（同額相当外貨）を所持する（持ち込む）場合は、入国時に空港で税関申告する必要があります。（ベトナムドンを持ち込む場合は、1,500万ベトナムドン）

以前は、出入国カードに税関申告書が併せて記載されていましたので、同申告書に記載すれば良かったのですが、2010年9月15日以降、空港からの出入国に関しては出入国カード不要となっており、申告が必要な方は、空港に備え付けの税関申告用紙に必要事項を記載の上、空港税関へ提出する必要があります。

この申告をせずに、出国の際に上記の額を超える現金等を持ち出そうとした場合には、所持金を没収され、更に罰金を払うことになります。

(2) 交通事情及び事故対策

ア 当地では、経済発展とともにオートバイ・自動車の数が著しく増加しています。ベトナム政府も対策を講じようとしていますが実効が上がらず、道路事情、信号機等の交通インフラは決してよいとは言えません。また、オートバイは歩道を歩く感覚で乗られているなど、市民の交通マナーも日本人の常識では考えられないものです。

イ 市内にはレンタル・バイク屋がたくさんあり、店側もパスポートと引き換えに簡単にバイクを貸しますが、この国では50ccを越えるバイクの運転には免許が必要です。

免許なしで、ひとたび事故を起こせば、無免許運転で処罰され、被害者が死亡した場合は、当局に逮捕・長期間拘留される等厳しく罰せられるほか、各種保険の適用もされず、被害者との示談等において、非常に不利な材料・状況に置かれることとなります。また、誤つて自分で事故した場合も、各種保険の適用は困難です。

ウ このほか、自分で自動車の運転をしない場合でも、乗車している車やバスが事故に巻き込まれることがあり、過去には次のような例が当館に報告されています。

○ 当地旅行社が企画したメコン川ツアーハイウェイに参加した日本人旅行客十数名（他に外国人數名）が乗ったツアーバスが交通事故に遭い、重軽傷者十数名が出た。このうち、重傷者は、日本人男性が首の骨を折る怪我、日本人女性が腕の骨を折るほか、顔を数十針縫う怪我に遭った（3名）。

この事故では幸い死者は出なかったものの、バスは大破し、一歩間違えれば死者が多数出る大惨事となっていた可能性もありました。

※ 交通事故防止対策

●オートバイ・自動車、共に運転することは避けた方が無難です。

●オートバイに乗る場合には必ずヘルメットを着用しましょう。

(2007年12月から、ヘルメットの着用が義務づけられています。)

●無理な旅行計画は怪我のもとです。特に地方には整った施設の病院はありません。旅行する場合は、準備を万全にし、余裕ある計画を立てることが大切です。

●道路を横断する場合は、出来る限り信号のある交差点を利用して下さい。その際も前後左右をよく確かめ、信号無視の車両や逆行してくるオートバイには十分注意して下さい。

●ベトナムで運転免許を持たない方は、絶対にレンタル・バイクの利用はしないでください。

4 テロ・誘拐等から身を守るために

当館開設後、今まで当地において日本人等個人を標的としたテロ・誘拐の被害が発生したことはありませんが、今後も絶対にないという保証はありません。日頃から次のことについて心がけて下さい。

(1) 情報収集と危険の早期察知

普段から当館をはじめ、在越日本大使館、外務省海外安全ホームページ等から安全情報の収集を行うとともに企業間、邦人間との連絡を密にし、自らに忍び寄る危険を早期に察知することが必要です。また、危険に近づくことのないよう、危険な場所や規模を的確に把握することが必要です。

(2) 被害を受けない環境・生活づくり

ア 住居、企業事務所における警備強化

住居、企業事務所は生活の基礎となる場所であり、当地の事情にあった警備強化をすることが必要です（住居等の選択については、前記侵入窃盗対策参照）。

イ 整理・整頓

常に整理・整頓に心がけ、不審物が置かれてもすぐ判別できるようにしておくことが必要です。また、不審物を発見したときは絶対に触ることなく、警察等に知らせ処置をしてもらうようにして下さい。動かしたり、触ったりするだけで爆発する爆弾もあります。

ウ 生活の中に一定のパターンを作らない

個人テロや誘拐を避けるためには、平素の行動に定まったパターンを作らないことです。通勤、通学、買物への経路なども、時々変更するようにしましょう。

エ 警戒心

自分だけは、大丈夫という気持ちは禁物です。常に警戒心を持ち、外出時に追跡を受けていないか、家の周りに不審者が居ないか、不審物は置かれていなか等をチェックしてください。また、子供に対しても、不審な人物についていかないこと、来訪者に対する警戒等安

全対策を十分指導して下さい。

(3) その他

米国における同時多発テロ事件以降、世界各地のどこでテロが起きても不思議ではない時代となりました。

この種の無差別テロは、自分自身がテロの対象者ではなくても突然発生したテロ事件に巻き込まれる可能性があることから、テロ被害防止のため、人が多く集まる場所、米国関連施設等、テロの危険が予想される場所へはできるだけ近付くのを避けましょう。

また、シリアにおける邦人人質殺害事件では、I S I L関係者と思われる者より日本国民の安全を脅かすことを示す発言がなされていることからも、危険地域への渡航は控え、他国へ渡航する際には現地情勢を十分把握するなどの安全対策を講じてください。

5 当地衛生・医療事情等

(1) 衛生事情

当地の衛生事情はまだまだ良いとは言えず、また、地方に行けば行くほど、衛生事情は更に厳しい事情にあります。邦人の方が赤痢や腸チフス、食中毒等に罹患した例があり、生水を飲むことを避けるのは勿論のこと、特に旅行者などはローカルのレストランや屋台等での飲食や生物（野菜を含む）並びにコーヒーやジュース、ウイスキーなどに入った氷等は避けた方が無難です。

(2) 感染症

当地には、日本脳炎、デング熱、マラリア等の蚊が媒介する伝染病のほか、狂犬病、破傷風、A型・B型肝炎などにも注意が必要です。

長期滞在者は、可能な限り予防接種を受けておいた方がいいでしょう。また、毎年のようにベトナム南部地域ではデング熱が大流行します。この病気には、予防接種や決め手となる薬がなく、原因となる蚊に刺されないことが最大の予防策となります。

2003年初頭に流行したSARS、未だ懸念されている鳥インフルエンザ、2009年に大流行した新型インフルエンザ等、これまででは予想できない感染症等の流行のおそれがありますので、常に最新の衛生情報の入手に心掛けましょう。

特に、ベトナムは、鳥インフルエンザが頻繁に発生しており、2014年は鳥インフルエンザ（A/H5N1）の人への感染による死亡事案が2例（感染2例）確認されています。この2例を含めると、ベトナムでは2003年以降、総計64人（感染127例）が死亡することになります。このため、一般的な予防対策として、以下の対策を講じるように心掛けてください。

ア 生きた鳥（特に鶏、アヒル、鴨などの家禽類）への接触を避ける。

イ 家禽類の生肉、生卵は食べない。調理の際は十分な加熱を行い、卵や調理器具類は十分に洗浄する。

- ウ 手洗い、うがいを励行する。
- エ 必要に応じマスクを着用する。
- オ 規則正しい健康的な生活を送る。
- カ インフルエンザを疑う症状があれば、早めに医師の診断を受ける。
- キ 医師と相談の上、インフルエンザワクチンを接種する。

(3) 医療事情

ホーチミン市には、邦人医師又は看護師が常駐している「インターナショナルSOSクリニック」、「コロンビア・アジア・サイゴンクリニック」、「ファミリー・メディカル・プラクティス」、「ロータスクリニック」等、外資系の「フランコーベトナミーズ病院」、ベトナム資本の「チョーライ病院」等の医療機関がありますが、重病患者や大きな手術が必要な場合は、依然としてシンガポール、バンコク、日本等へ緊急移送を行っているのが現状であり、また、不幸にも、毎年、心臓血管病（脳出血、脳梗塞、急性心筋梗塞等）で亡くなられる方が増えていく傾向にあります。

したがって、旅行者は無理な日程を避け、長期滞在者は日本帰国時等にあわせて定期的な健康診断を受けるなど、日頃から健康管理に努めることが非常に大切です。

なお、緊急移送には多額の費用がかかりますので、必ず海外旅行傷害保険に加入しておきましょう。邦人の方で、緊急移送の費用が払えず、一命を落としかけた方もいますので、真摯に考えてください。

(4) エイズ事情

感染の主な原因は、麻薬、売春にあります。当地において、いかがわしい場所への出入りは避けるとともに、甘い誘い等は必ずトラブルの原因となることも肝に銘じて行動することが大切です。

6 緊急事態への準備

これまでベトナムでは内乱、クーデター、暴動等が発生する可能性は低いとみられていましたが、前述の通り、昨年5月には、大規模な反中デモが発生し、一部暴徒化したデモ隊による外資系企業への破壊行動がありました。また、地震や洪水といった自然災害は、いつ何時発生するか分かりません。緊急事態の場合、当館も全力を尽くしますが、まずは各自が責任を持って自己の安全に努めることが非常に大事となります。そのような時に迅速かつ的確に対応できる必要な諸点は以下のとおりです。

(1) 連絡体制の整備

- ア 当地に3か月以上滞在される方は必ず『在留届』を提出してください。※3ヶ月未満の方は、『たびレジ』への登録をお願いします。
- イ 引っ越し、転勤に伴う住所・電話番号等に変更があった場合には、『変更届』を当館宛に提出する（これにより、安否確認等が速やかに行えます。）。
- ウ デモに遭遇した場合には、速やかにその場から離れ、無用のトラブルに巻き込まれないようにしてください。
- エ 緊急事態の場合に備え、家族間や企業内部で緊急の際の連絡方法について、あらかじめ決めておいてください。
- オ 自分の家の近くに住む邦人の方と日頃から良い人間関係を築き、緊急事態発生の際にはお互い連絡できる体制を作つておいてください。
- カ 緊急事態発生の際は、当館から在留届、たびレジ等に基づき、必要な連絡を行いますが、電話回線等が使用できない場合もありますので、日頃からNHK海外放送など、電話以外の情報入手方法を確保しておくことをお勧めします。

(2) 緊急事態発生時におけるラジオ放送受信方法

緊急事態発生時には、NHKワールドのラジオ国際放送（ラジオ日本）等にて、情報が提供されますので、放送が受信できる6MHzから21MHzの周波数帯を有する国際放送対応の携帯用ラジオ

の所持をお勧めします。

【NHKワールド・ラジオ日本（日本語短波放送）】

放送時間（当地時間） 放送周波数（2014年10月～2015年3月）

04：00～06：00 11665kHz

09：00～12：00 17810kHz

15：00～16：00 17585kHz

16：00～22：00 11815kHz

（3）一時避難場所

ア 一時避難場所の検討

緊急事態が発生した場合に自分がどこにいるのか（勤務先なのか、通勤途中なのか、自宅にいるのか等）に基づき、一時的な避難場所を日頃から頭に入れておくことが重要です。

イ 一時（緊急）避難場所

当館から、緊急事態発生時の状況に応じ、当地の各日系団体（ホーチミン日本商工会等）、当館保管の在留届記載の各在留邦人メールアドレスへの一斉送信、当館HP、ラジオ放送、又は市内ホテルにおける掲示板等を通じて、一時（緊急）避難場所への集合を連絡することがあります。

（4）緊急事態に備えての携行品等

ア 旅券

イ 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジット・カード

緊急時には旅券同様直ぐに持ち出せるよう保管してください。現金は家族全員が10日間程度、生活できるのに必要な現地通貨を最低限用意しておくことをお勧めします。

ウ 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、次の携行品も備え、直ぐに持ち出せるように

してください。

(ア) 衣類・着替え

(イ) 履き物

(ウ) 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けんなど）

(エ) 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定し、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員で10日間程度生活できる量を準備しておくことが望ましい。一時避難の目的で自宅から他の場所へ避難する際には、この中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルクを、また、ミネラルウォーターを入れた水筒（大型）を携行するようしてください。

(オ) 医薬品

家庭用常備薬のほか、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯糸創膏などを準備しておくことが望ましい。

(カ) ラジオ

NHKワールド国際放送（ラジオ日本）等の短波放送が受信できる国際放送対応（6MHzから21MHz）の携帯用ラジオで、電池使用のもの（電池の予備も）を準備してください。

(キ) その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具。

7 主要機関の連絡先等

●在ホーチミン日本国総領事館

事務所所在地 : 261, Dien Bien Phu st., District 3, Ho Chi Minh

事務所電話番号 : (08) 3933-3510

ウェブサイト : <http://www.hcmcg.jvn.emb-japan.go.jp>

★夜間・休日の連絡方法（緊急時を含む）

夜間・休日等の閉館時には上記代表電話が留守番電話に変わります。人命に関わる場合、また、事件・事故他、緊急の事情でお困りの方は、留守番電話のメッセージに従い番号を押していただければ、緊急対応者が応答します。

【緊急時】

警察 113（113は夜間等人が出ないので、居住地等の最寄りの警察署の電話番号を調べておいた方がよい。）

消防署 114

救急車 115

【官公庁等】

ホーチミン市警察（公安）	3920 0882
第1区公安 Công an Quận 1	3829 7643
- ベンゲー坊公安 Công an P. Bến Nghé	3829 8927
- ベンタイン坊公安 Công an P. Bến Thành	3829 7373
- コーヤン坊公安 Công an P. Cô Giang	3836 7627
- ダーカオ坊公安 Công an P. Đa Kao	3829 6181
- カウホー坊公安 Công an P. Cầu Kho	3920 0270
- カウオンライン坊公安 Công an P. Cầu Ông Lãnh	3824 2556
- グエンクーチン坊公安 Công an P. Nguyễn Cư Trinh	3836 7166
- グエンタイビン坊公安 Công an P. Nguyễn Thái Bình	3829 3036
- ファムグーラオ坊公安 Công an P. Phạm Ngũ Lão	3836 9131
- タンディン坊公安 Công an P. Tân Định	3829 9835

ホーチミン市警察社会秩序犯罪捜査局	3838 7200
ベトナム公安省南部地域出入国管理局	3920 0353
ホーチミン市警察出入国管理局	3829 7107
ホーチミン市税關	3829 7529

ホーチミン市中央郵便局	3 8 2 9 6 8 6 2
タンソンニヤット空港（出入国管理事務所）	3 8 4 4 5 9 7 1
タンソンニヤット空港（税関・国際関係）	3 8 4 8 6 2 1 1

【航空会社】

ベトナム航空(VN)	事務所：3 8 3 2 0 3 2 0／空港：3 8 4 4 6 6 6 7
日本航空(JL)	事務所：3 8 3 0 6 2 1 3／空港：3 8 4 8 7 0 1 8
全日空 (NH)	事務所：3 8 2 1 9 6 1 2／空港：3 8 4 8 9 4 3 0
タイ国際航空(TG)	事務所：3 8 2 2 3 3 6 5／空港：3 5 4 7 0 3 0 0
キャセイパシフィック航空(CX)	事務所：3 8 2 2 3 2 0 3／空港：3 8 4 8 6 9 3 5
シンガポール航空(SQ)	事務所：3 8 2 3 1 5 8 8／空港：3 5 4 7 0 4 3 0
大韓航空 (KE)	事務所：3 8 2 4 2 8 7 8／空港：3 8 4 8 6 7 0 2

【医療機関】

(1) 外資系民間医療施設

- フランコーベトナミーズ病院 08-5411-3333
(24時間救急08-5411-3500)
- ファミリー・メディカル・プラクティス 08-3822-7848
(24時間対応日本語ホットライン：08-3822-1919)
- インターナショナルSOSクリニック 08-3829-8520
(ベトナム全国共通日本語専用クリニックダイヤル：1900-545-506)
- コロンビア アジア サイゴン クリニック 08-3823-8888
(24時間対応日本語ライン：08-3829-0485)
- コロンビア アジア ヤーディン クリニック 08-3803-0678
(24時間対応日本語ライン：08-3829-0485)
- ロータスクリニック 08-3827-0000
- スマイル・デンタル 08-5413-6634
(日本人ホットライン：016-5511-3366)
- ナオミデンタルクリニック 08-5410-3935
(日本語直通ホットライン：0947-927-325)

(2) ベトナム資本の病院

- チョーライ病院 08-3855-4137
- ブーアン国際病院 08-3989-4989

(3) 緊急時の言葉（ベトナム語）

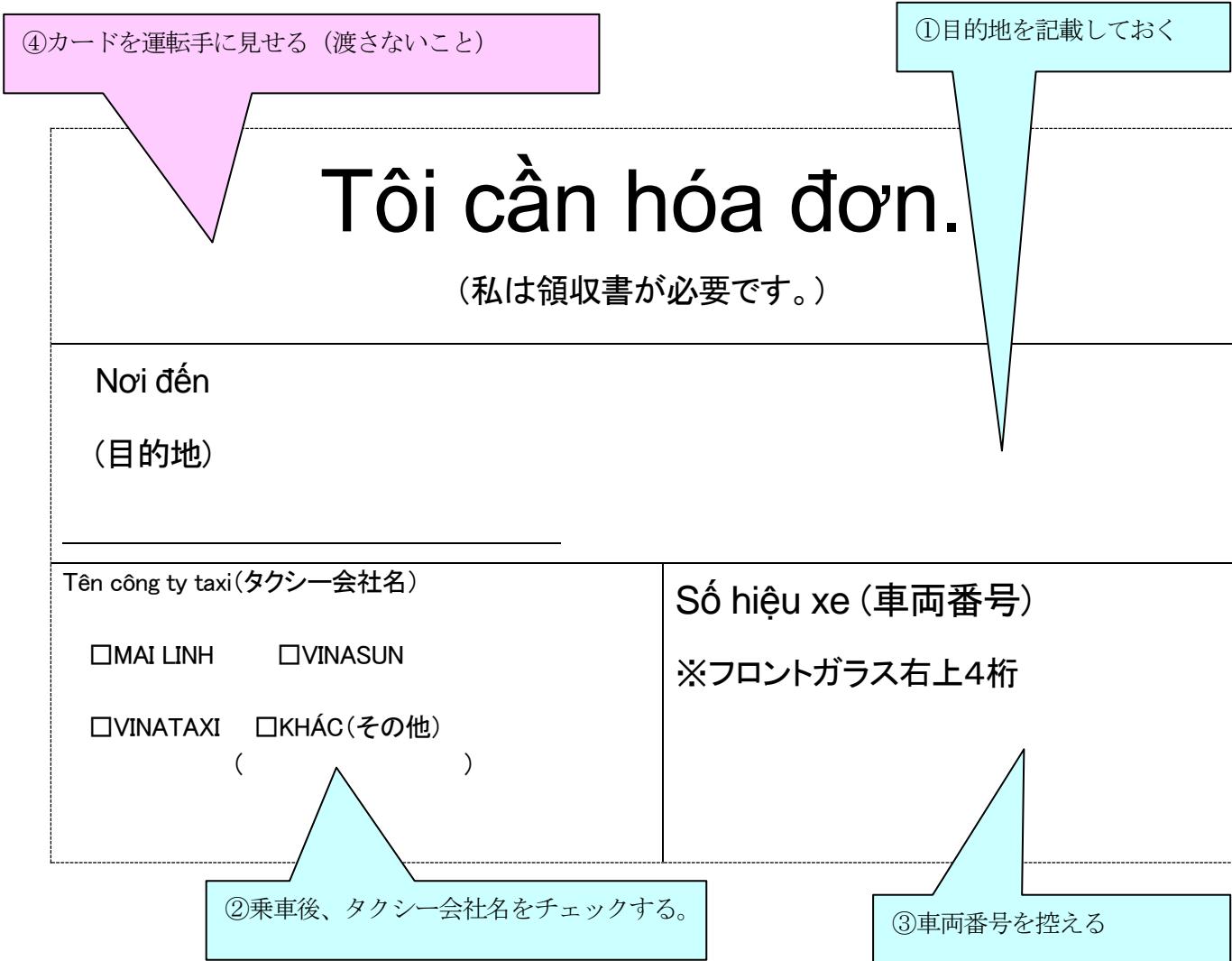
- 「泥棒」 アン カップ ān cǎp
- 「助けて」 キュウ トイ cứu tôi
- 「警察」 コンアン công an
- 「救急車」 セー カップ キュウ xe cấp cứu
- 「火事だ」 チャイ ロイ cháy rồi
- 「病気です」 ビ ベン bị bệnh
- 「医者を呼んでくれ」 ゴイ バックシー gọi bác sĩ
- 「警察を呼んでくれ」 ゴイ コンアン gọi công an
- 「電話」 ディエン トアイ điện thoại

終わりに

前述したように、各自が「自分の身は自分で守る」ということを基本念頭に置いた行動に心がけるようにしましょう。

安全かつ快適な生活を送るため、本資料がその一助となれば幸いです。

【ぼったくりタクシー防止カードの使い方】



【使い方】

- ①目的地（名称、住所等）を記載しておく
- ②タクシー乗車後、会社名をチェックする
※リストにないタクシー会社は避けた方が無難
- ③車両番号（フロントガラス右上の4桁の数字）を控える
※番号が掲示されていないタクシーは避けた方が無難
- ④「私は領収書が必要です」部分と目的地部分を指差しながらカードを運転手に見せる
※ 難色を示す様であれば乗車をやめる。カードは見せるだけで渡してしまわないこと

Tôi cần hóa đơn.

(私は領収書が必要です。)

Nơi đến

(目的地)

Tên công ty taxi (タクシーカンザイ)

MAI LINH VINASUN

VINATAXI KHÁC (その他)

()

Số hiệu xe (車両番号)

※フロントガラス右上4桁

Tôi cần hóa đơn.

(私は領収書が必要です。)

Nơi đến

(目的地)

Tên công ty taxi (タクシーカンザイ)

MAI LINH VINASUN

VINATAXI KHÁC (その他)

()

Số hiệu xe (車両番号)

※フロントガラス右上4桁

Tôi cần hóa đơn.

(私は領収書が必要です。)

Nơi đến

(目的地)

Tên công ty taxi (タクシーカンザイ)

MAI LINH VINASUN

VINATAXI KHÁC (その他)

()

Số hiệu xe (車両番号)

※フロントガラス右上4桁